



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可.....
-(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....
-(環境局多摩環境事務所環境改善課).....
- 規則(公)
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則.....
-
- 全国自治宝くじの発売(二件).....
-(全国自治宝くじ事務協議会).....

告示

●東京都告示第九百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年九月十九日

一 施行者の名称 東京都知事 小池百合子
世田谷区

- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業世田谷第二・二・四十九号上祖師谷一丁目公園
- 三 事業施行期間 令和六年九月十九日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 世田谷区上祖師谷一丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第九百七十号

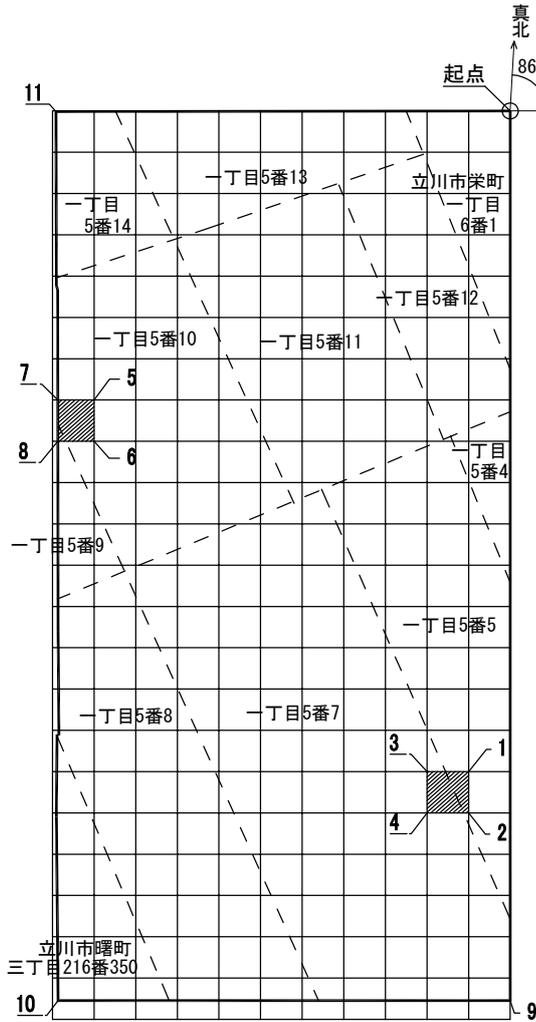
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十九日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市栄町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(86度49分35秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
 起点は、座標(X, Y) = (-32467.366, -36446.518)とする。
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

点名	X座標	Y座標
起点	-32467.366	-36446.519
1	-32627.674	-36447.645
2	-32637.659	-36447.092
3	-32628.228	-36457.630
4	-32638.212	-36457.076
5	-32542.794	-36542.490
6	-32552.779	-36541.936
7	-32543.278	-36551.215
8	-32553.262	-36550.649
9	-32682.469	-36434.592
10	-32688.486	-36543.067
11	-32473.555	-36555.526

【凡例】
 — 調査範囲
 --- 筆境界
 — 単区区画
 ▨ 形質変更時要届出区域

東京都告示第九百七十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月十九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(三鷹市大沢六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

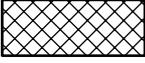
別 図

【格子の回転角度（38度45分31秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

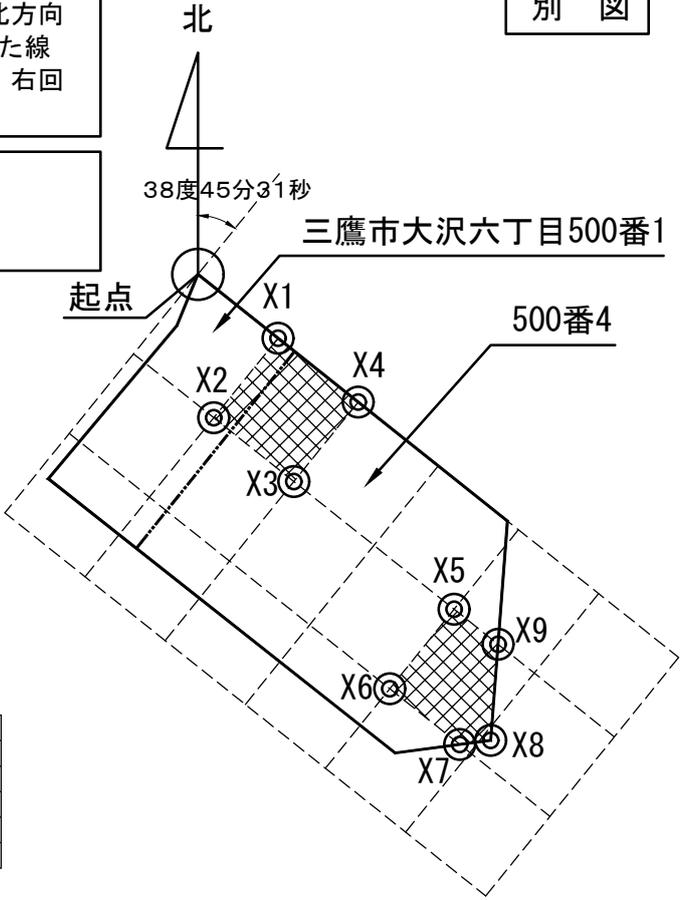
【起点】
 起点は、座標値(X=0、Y=0)とする。

※座標値は、三鷹市大沢六丁目500番1の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、東西方向をX軸、南北方向をY軸とした任意座標である。

【凡例】

-  形質変更所要届出区域
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000	X5	24.931	-32.840
X1	7.798	-6.260	X6	18.671	-40.637
X2	1.537	-14.058	X7	25.476	-46.171
X3	9.335	-20.319	X8	28.494	-45.700
X4	15.596	-12.521	X9	29.212	-36.276



規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月19日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第12号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第59条の5第2項を次のように改める。

2 制度企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警察運営に係る制度の企画、立案及び調整並びに警察に属するものを除く。）。
- (2) 人事に関する企画及び調査並びに職員の定員に関すること。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十八号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年九月十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三十一回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 四億六千万枚 千三百八十億円
 (六十億円を一単位(一ユニット)として二十三単位(二十三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 開封式 一枚三百円
 五 証券型式 開封式
 六 発売期間 令和六年十一月二十日から同年十二月二十一日まで
 七 抽せん期日 令和六年十二月三十一日
 八 当せん金支払開始期日 令和七年一月七日
 九 当せん金の額及び当せん数の等 級 当せん金 当せん本数

一等	七億円	一本
一等の前後賞	一億五千万円	二本
一等の組違い賞	十万円	百九十九本
二等	十万円	八本
三等	百万円	四百本
四等	百万円	二千本
五等	一万円	二万本
六等	三千円	二十万本
七等	三百円	二百万本
計		二百二十二万二千六百十本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百八十九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和六年九月十九日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三十二回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 一億五千万枚 四百五十億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 開封式 一枚三百円
 五 証券型式 開封式
 六 発売期間 令和六年十一月二十日から同年十二月二十一日まで
 七 抽せん期日 令和六年十二月三十一日
 八 当せん金支払開始期日 令和七年一月七日
 九 当せん金の額及び当せん数の等 級 当せん金 当せん本数

一等	三千万円	十本
一等の前後賞	千万円	二十本
二等	百万円	三百本
三等	百万円	一万本
四等	三千円	十万本
五等	三百円	百万本
計		百一十一万三千三十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
 郵便番号 101-0051

